

新型コロナウイルス感染症に係る検査対象 及び入院患者の退院基準等の見直し

R2.5.29 国基準変更

濃厚接触者のPCR検査

(従来の検査対象)

有症状者

医療従事者等
ハイリスク業務従事者

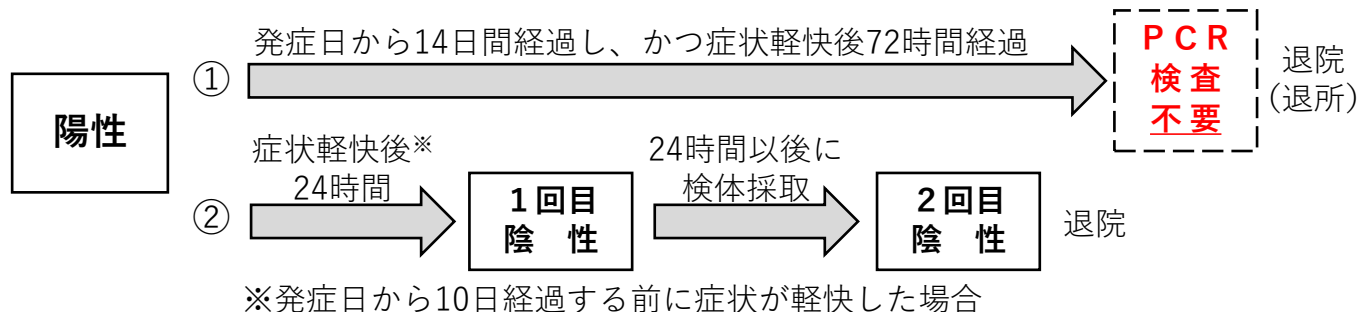
(改正後の検査対象)

(症状の有無に関わらず)
全ての濃厚接触者

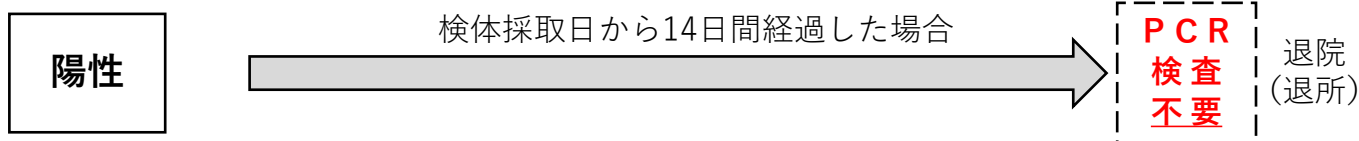
愛媛県では、濃厚接触者に限らず、従来から医療従事者、福祉施設関係者、学校関係者等に対して、幅広く検査を実施 ※潜伏期間を考慮して実施

退院（退所）基準

(有症状者) 原則①とする。ただし②でも可



(無症状病原体保有者)



< 愛媛県独自 >

- ・ 退院（退所）時に、PCR検査（1回）を実施
(PCR検査の結果が陽性だった場合)
→ 宿泊療養施設で、1週間程度滞在